

第7回 大和市障害福祉計画 策定委員会 会議録

日 時：平成19年11月22日（木） 午後2時00分～午後4時00分

場 所：大和市保健福祉センター 4階 講習室

出席者：（敬称略）

<委員>

鈴木敏彦、竹内安彦、西山誠一郎、村尾朗、伊藤悦子、春日恵美子、市川俊幸、
江原純一、澤田真里子、井上保男、田邊季子

<事務局>

入岡課長、高橋課長補佐、熱田課長補佐、内山主事

議 事 1 開会

2 議題

（1）19年度の障害福祉計画の進捗状況について
障害福祉サービス支給決定状況について
地域生活支援事業について

（2）19年度10月新規事業の状況について
臨時特例交付金特別対策事業について
グループホーム事業について

（3）次期ハートフル計画について

（4）障害者自立支援協議会について

（5）その他

1. 開会

会 長：第2回障害福祉計画策定委員会を開会する。先般の第1回の計画を受け、現在動き出した計画の進捗状況を見つめていくという役割を担っている。半年たってどういった状況であるか、本日も委員の方々の活発な議論をお願いする。

2. 議題

（1）19年度の障害福祉計画の進捗状況について

事 務 局： 障害福祉サービス支給決定状況について

19年度サービス別支給決定状況の説明（4月及び9月決定実績・支払実績）

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・生活介護・短期入所・就労移行支援・共同生活介護について数値と状況の説明。

地域生活支援事業について

移動支援・日中一時支援について数値と状況の説明。

事 務 局：支給決定量については、支給決定量＝実際の利用量ではない場合がある。短期入所等の特徴でもあるが、何かあった時に利用しやすいように支給決定を受けておくという場合が多い。こういった状況があることをご承知おき願いたい。

会 長：事務局からの説明に対して委員の方々からご意見、質問をお願いします。

補足として、グループホームや施設入所では決定量と利用量が等しいが、ショートステイでは決定量と利用量に差が生じているという説明だった。ショートステイに予防的な側面があるのはわかるが、利用できる資源が少ないから利用量が少ないということはないのか。

事務局：短期入所に関してはケースワーカーを通して調整を行っている。利用量が少ないということは認識している。社会資源の面で何らかの対応をしなければならないと考えている。

委員：今の説明で支給決定より実績が少ないのはわかった。それでは、支給決定されていて社会資源が少なかったという理由で利用できなかったという場合は障害福祉課の窓口で把握しているのか。

事務局：実績として確認した事例はない。日程調整等それぞれの状況に応じて契約の中でやっているの、施設側と利用者の間で対応が困難であったという場合があるかもしれない。

委員：社会資源について、この策定委員会で想定するところの誤差はどこからくるのか。契約だから今回は利用できませんと言われた時、それは支給決定とかけ離れたところの部分だからというのであれば、障害福祉課ではいつまでたっても把握できないのではないのか。

事務局：その点については、相談支援事業所を含め自立支援協議会等でサービスの状況把握に努めさせていただくことになると思う。何度か検証会をしているので、そういったサービスの状況も相談支援事業所の中で出てくるのではないかと思う。しかし、我々もアンテナは立てておく必要があると考えている。

委員：それだけでは把握できないのではないのか。例えばショートステイなどでは必ずしも相談機関を通すとはいけないのではないのか。あるいは障害福祉課が紹介することはあるのかもしれないが、実際には事業所とのやり取りがあるわけで、その結果断られるとか本人の状況等で利用できないとか、それらは相談事業所があっても同じで、このあたりをはっきり変えていかないと正確値の出しようがなくなっていくのではないのか。

会長：そのあたりをしっかりと把握していく上で委員はどうでしょうか。

委員：もちろん、市内の施設を他市の方が利用することは出来るが、市内の施設なのに市内の方が利用できなくて他市の方が利用できているという状況をもう少しどうにかならないかと思っている。

事務局：場所を選ぶということに限定して考えてしまうと非常に難しいところがある。どうしても各施設で枠が決まっているので、利用状況の中でどの施設を利用していくかということで調整を行っていく必要があると思う。

委員：そういう意味では、ショートステイと日中一時ではそういう意味合いが強いのか。

事務局：支給決定と支給実績との関係ではそのように思われる。

会長：移動支援はどうでしょうか。

委員：移動支援もそういう状況があるのかもしれないが、移動支援とは断られ方が違うと思う。支給決定を出しているのに支給実績が伴わないということはおかしいし、支給決定量だけで見ていくこともおかしい。利用したいのに地域に資源がないということを明確にするにはきちんと把握していく必要があると思う。

会長：いかなる理由で利用されていないのか。もちろん、利用する必要がないという場合もあるかと思うが、次回までに調査をお願いしたいと思う。

事務局：今回このような資料を提出したのは、数字だけが伸びたことを報告するためではなく、実態に即した数字をお示したほうが検討の材料になるかと思ったので、よろしく願いいたします。

会長：委員の皆様もこのような情報がございましたら、事務局の方にご連絡ください。

委員：保健所では難病の方を対象にしているが、県の事業で入所できる所もありますのでお身近にその様な方がいらっしゃいましたら保健所の方にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

委員：日中一時支援の中で、くくりが知的障害者ということになっている関係上、重複障害者の方が断られるケースが増えている。この点は非常に問題なのではないかと思っている。

会長：実際の事例をご存知であればお示してください。

委員：施設の構造上の問題において、利用しづらい部分があるのではないかと。社会資源の整備に力を入れてほしい。

事務局：日中一時支援事業所の整備に課題等があることは承知しております。

委員：重度訪問介護について、大和ではどこの事業所を使うことになるのでしょうか。

事務局：個別の案件についてはケースワーカーでないと把握できない。

(2) 19年度10月新規事業の状況について

臨時特例交付金特別対策事業について

グループホーム事業について

事務局：順番は前後しますが、グループホーム利用者の経済的な負担を考慮して10月からグループホームの家賃助成を開始しました。上限を月額20,000円として、それに満たない場合はその金額を助成します。グループホームの利用者が約40人ほどですので、多少の増加も考えて10月から来年の3月までの6ヶ月間で5,400,000円を予算に組み込みました。次に、臨時特例交付金特別対策事業ですが、今年度になって詳細が決まったものがあります。その一つとして通所サービス利用促進事業があります。新法移行の中で通所施設を利用される方の利便性を向上させるために、一施設3,000,000円を限度として助成します。この制度は19年度、20年度の二カ年間を限定として予定しています。現在、3施設に助成を予定いたしております、4月から事業を開始している2施設については、限度額の3,000,000円を、10月から開始している1施設については6ヶ月分の1,500,000円を助成いたします。次に、視覚障害者活字文書読み上げ装置についてですが、近いうちに市の窓口等に配布される予定です。

会長：以前要望として出ていたグループホーム等に関する家賃助成が始まったということですが、皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いしたい。

委員：家賃助成については県内でもやっている所とやっていない所がある中で、大和市でも始まってよかったと思う。通所サービス利用促進事業については、経過措置ということで2年間の限定的なものということだが、それ以降の対応について何か考えがあれば説明してほしい。

事務局：現時点では臨時特例交付金特別対策事業に関しては2年間の特別措置ということで、2年間について事業を実施していくという状況です。ただし、国のほうでいろいろな検討がなされている中で、まだ検討の余地が出てくるのではないかと考えていますので動向を注視していくという状況です。

委員：通所サービスに関連して移動支援についてですが、移動支援が充実していれば日中一時等が利用しやすくなると思うので、もっと障害者の移動そのものを重要視してほしい。社会資源が点在しているため実際に利用される方が利用しづらい、または家族の送迎に頼っているというのが現状なのではないか。家族の送迎では対応しきれないということもあり、そこが問題だと思う。

会長：事業者として実際の利用者の状況としてはどうでしょうか。

委員：事業者として通所サービス促進事業は使いづらい制度だと思う。実際に送迎サービスにかかる費用は3,000,000円では足りない状況です。例えば養護学校の例を考えてもれば分かると思うが、養護学校が民間の送迎会社に業務を委託したとして介護支援費用など莫大な費用がかかる。ドアツウドアで送迎を行うと3,000,000円以上の経費がかかる。それは上乘せだからいいのではないかと考えるかもしれないが、実は生活介護事業については徴収金が取れないという状況なので、それは実費も取れないということで、かなり限定的な使いづらい制度だと思う。

委員：当方の施設では10月から開始しており、毎週5日10人以上の利用がなければならないということで一生懸命やっている状況です。効果があって、これまでは100パーセントに近い出席率というのは非常に稀なことだったが、先日は46人中45人が出席して、事業を開始して以来何度も100パーセントに近い出席率の時がある。これまでは利用者さんの親の都合で休むケースも多々あったが、毎日のように迎えに来てもらって車に乗せるということで保護者の負担軽減に大きな効果もあると感じている。この制度は親にとっても施設にとってもいい制度だと思う。2年間の特別措置というのではなくて、今後も続けてもらえたらと考えている。

委員：国がやっていてその結果をみて順次広めていきたいという考え方なのかもしれないですね。

会長：2年の事業ということで実際にやってもらっているという段階だが、施設によってはいい面での結果が出てきているというようです。また、事業所以外のところでの通所に関して移動支援に関する取り組みが、今後の課題になるというご意見を頂戴いた。この辺りを充実させていくということが今後の課題になってくる。

委員：日中一時支援事業に関して、事業所によってはサービスがあったり無かったりといったようにサービスばらつきがあると思う。

会長：事務局としてはどのように考えているのか。

事務局：この事業に関しては2年間の期間限定といった中で展開している。施設によっては出席率が飛躍的に伸びているという情報も頂いており、利用者の方々の利便性が向上してきているという点ではいいと考えている。今後の展開については、国の動向等どういう検討がなされるのかという課題があると思う。もう一つは、財源の問題になってしまうが、限りある財源のなかでそれをどのように割り振っていくのかと言うところで、例えば通所訓練費というお金が出ているが、それを含めて総合的にとらえていいものなのかいろいろな課題が出る。そのような観点から、今後の動向等を見ていかなければならないと考えている。

会長：他にご意見はございませんか。

委員：グループホームの家賃助成を願っていたので実現できてよかった。そこでお聞きしたいのですが、利用者が約45人で予算が5,400,000円ということだが、これは大和市でグループホームを利用している方が45人ということでもいいのか。

事務局：そうではありません。市外のグループホームを利用されるにあたって大和市が援護の実施者となっている方につきましては、どこのグループホームをご利用いただいても助成いたします。ただし、生活保護の方は生活保護法の中の家賃扶助がございましたので、そちらをご利用いただいで対応していくということになります。

会長：45人という数字は生活保護の方を除いた数字ということでよろしいでしょうか。

事務局：はい。その通りです。現在他市から反響がでてきておりまして、大和市がグループホームの家賃助成を始めてから大和市のローカルルールにのっとって家賃助成を行いたいという問い合わせが増えています。大和市にならって同じ金額を助成するという動きは思っても見なか

った反響でした。

会 長：他に何かご意見はありませんか。

委 員：情報提供ですが、障害者用活字文書読み上げ装置についてですが、社協では「社協だより」という広報誌を年に6回発行しておりまして、来年度から障害者用活字読み上げ装置に対応した広報誌の作成に取り組んでいます。

事 務 局：障害者用活字文書読み上げ装置については、広い活用を行うためにも社協のボランティアセンターと自立支援センターと障害福祉課の窓口に設置させていただく予定です。

(3) 次期ハートフル計画について

事 務 局：資料には皆様よくご存知なものを抜粋して掲載してあります。「障害者計画」は障害者基本法に基づく計画で、「障害計画」は障害者自立支援法に基づく計画です。計画期間は「障害者計画」は5年を1期とし「障害計画」は3年を1期としたものです。そのため、期間の調整のためにも現在の『やまとハートフルプラン』は2ヵ年の計画でございます。21年度の策定のために来年度から策定の準備に入るところですが、大和市には『大和市総合計画』があります。第7次総合計画は2006～2017年を期間といたしまして「自治と協働のまちやまと」を理念に一人ひとりが大切にされるまちを基本目標に計画されております。その上に立って『やまとハートフルプラン』が個別の目標を立てたものに対して、具体的に実行する計画として考えられているものです。ところが、第7次総合計画が2017年までの計画なのですが、今年の8月の策定委員会以降この計画が凍結という状態になっています。市長も代わりましてこの計画を長い期間残したままここで凍結するということになりました。私どもといたしましても今後の『やまとハートフルプラン』をどのようにしていくのか検討中でございます。そこで、本来ならば来年の計画について調査を始めるために皆様にご提案をさせていただこうと考えていました。ところが今、総合計画が凍結されていて次年中には第8次総合計画が策定されるということなので、私どもの事業はすべて第8次総合計画の中で行っていくこととなります。また、自立支援法も現在国会で論議されておりまして、その行方を見定めなければならない時期であろうと考えています。そのため、来年の予算の関係や統計の関係等不透明な状態でございますので、この場でご説明できないことをご理解ください。来年の2～3月に開催されます策定委員会でお示しできればと考えております。

事 務 局：『やまとハートフルプラン』というのは前市長の第7次総合計画に根ざして事業を展開することでした。具体的には資料でもお示しいたしましたように、一人ひとりの人権を尊重する誰もが安心して暮らせる福祉環境を作るという流れがございました。しかし、市長が交代いたしまして新市長の考え方等を踏まえた総合計画を作ることとなります。現段階で市長が明確にお話されているなかでも、健康都市を目指していくことを狙いとしております。このことから、来年度には健康都市を目指した総合計画の策定に入ることとなります。実際に計画が実行されるのは再来年度ということになるかと思っております。そういったことをご承知いただいた中で、今後の展開についてお時間をいただいで検討していきたいと考えているところです。

会 長：委員の皆様にご意見をいただきたいところですが、今回のことは市全体に関わることでございましてご意見しづらいところだと思います。総合計画や国の動向等ということですので今回はご報告のみということによろしいでしょうか。

事 務 局：委員の皆様にはご協力等よろしく願いしていきたいと考えております。

会 長：先ほどのグループホーム助成も現市長になってからということですので、そういった意味では期待を込めつつ我々の委員会を進めていくということでもよろしいでしょうか。

(4) 障害者自立支援協議会について

事務局：障害者自立支援協議会の簡単な報告をさせていただきます。障害者自立支援協議会についてですが、全体会が第1回として7月26日に開催されました。この会では全体会とあわせて各部会の第1回が開催されました。第2回目は12月12日に開催される予定で障害者自立支援協議会のみで開催ということで考えています。具体的には7月26日の全体会の中で部会ごとに問題を整理し、今後の方向性を出したということで、それを12月12日に中間報告を出すということになります。まず児童部会ですが、9月から3回実施をさせていただいております。今年度中あと4回実施の予定でございます。内容といたしましては、障害のあるお子さん、あるいは疑いのあるお子さん、あるいは軽度発達障害のお子さんを含めた子育ての上で保護者のかたが不安に思うことをどのようにフォローアップしていくかということで、療育システムの構築を再度各機関いろいろな意見を出し合った中で、一番いい形、一番効果な手段を考えて行くことを話し合っております。なお、児童部会の研修会が1月に予定しております。現状は仮の名称ではございますけれども「乳幼児健診と事後フォローの現状とあり方」ということで、大和市において一番いい形はどうかということをおどもが児童部会で考えていたことを、横浜市中部地域療育センターの原先生においでいただきまして、おどもが考えていた部分へのご助言、また横浜市中部地域の実態等もご説明いただきながら勉強する予定でございます。次に就労部会ですが、成人の知的障害の方の話題が多いところではございますが、9月から3回就労部会を実施いたしております。今年度残り4回を予定しております。こちらの部会では知的障害の方の就労に向けた共通のアセスメントシートを作る作業をいたしております。具体的には就労する際にどういったことが求められていて、それに対してどういったアプローチをしていくのか。アセスメントシートを作った中で、具体的に支援をしていこうといった討話をしております。次に精神部会ですが、8月から3回実施しております。今年度は残り5回を予定しております。こちらは精神の障害のある方の支援をどのようにしていくかと言うことを話し合っております。この策定委員会の中でも話しあっておりますが、精神障害の分野の関係は横の連携があまりなかったと言うことで、まずそこから始めようということで各機関の行っていることの役割、それぞれがそれぞれの機関に期待している役割、そういった所を確認しながら支援していくネットワークの流れ図を現在作っている所でございます。3月にはそれが形としてこちらの委員会にもご報告できると考えています。精神部会では10月に一度研修会を行いました。テーマは「精神疾患の基本理解とその関わり方」です。講師には県精神保健福祉センター担当部長の山賀先生にお越しいただきました。

会 長：ありがとうございました。自立支援協議会の進捗状況について説明いただきました。このことについて委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委 員：こちらの協議会のメンバーというのはどういったメンバーで構成されているのでしょうか。

会 長：おおよそのメンバー構成をお示しください。

事務局：自立支援協議会というのは各市町村でさまざまな考え方の中で、各市町村の独自性の中で作られております。大和市におきましては、各施設の施設長が多いのですが、各施設の立場という意味ではなくて、ハンディのある方々の仕事に関して携わっている方の視点に立ってご

発言くださいという趣旨のもとに委員をお願いしております。

委員：自立支援協議会において、地域の社会資源のどの部分に目をむけるのかということが難しい。各市町村で部会構成が大幅に違っている。また、大和市の自立支援協議会において非常に理想的な提案がなされている。その理想にどのような形で近づけて行くのが今後の課題になってくると思う。策定委員会においては、現場の声を確実に上げてくる道筋を確保して行くことが必要になってくると思う。

会長：自立支援協議会の方から策定委員会に現場の声を上げてくる道筋はあるのか。

事務局：大和市としての考え方は今年度に関しましては、児童部会、就労部会、精神部会の3つの部会でやって行きますが、早急に取り組みなければならない課題として大きく3つをあげております。それらの課題が解決した際にはそれぞれの部会が一度解散するという考え方の部会で、他の市町村ではない考え方の構成をしております。ですから、それぞれの必要なところについて関わる話題の人たちに各部会の委員となっていただく。その問題が解決すればその部会は解散するということになります。また、部会構成において部会には任期がありません。部会で結果が出たものについては自立支援協議会の全体会で報告するということになっていきます。児童部会、就労部会、精神部会の全ての部会に相談支援事業所の相談員が各会に入っておりますので、そうした中では現場にあるいろいろな内容の中での問題点、例えばこういうところがうまくいかないのはどこに原因があるのだろうか、そういう考察もしていただいた中で、全体会にそういう意見も出てきます。そうした中で全体会ではそれを元にいろいろな意見があって、それをこちらの策定委員会に報告させていただいております。例えばグループホームが少なくて困っているといった場合などは、それらを確認し確かに不足しているということになれば策定委員会にご報告するという形になります。私どもの考えとしましては、まずは事業所が利用者の生の声を聞いて現状の困っているところを確認する。それを部会で話し合っていく。それを自立支援協議会の全体会に報告し、必要により策定委員会に意見具申していくという流れで市民の声が策定委員会に反映されるようにするという構想で行っております。

委員：児童部会に参加しておりますが、一ついいなと思う点がありまして、福祉の関係の方々など今までなかなかつながりにくかった方々と接点を持つことができるようになりました。また、今回は乳幼児期の早期発見と対応ということでシステムの面など勉強になったという意見をもらいました。

(5) その他

会長：その他ということで、本日の議事に関わることで何かご意見がございましたらお願いします。

事務局：情報提供させていただきます。自殺対策につきまして大和市では神奈川県の子自殺対策モデル事業の指定を受けました。19年～21年までの三ヶ年間にわたり、神奈川県のご協力、ご指導を仰ぎながら自殺対策につとめたいと思います。現在、全国的には3万人を超える自殺者の方がいます。大和市では毎年50名ほどの方が亡くなられておられます。消防の関係者の話では、実際に消防で動員されて現場を見ると120人くらいという話も聞いています。何らかの対策を取らなければならないという事で、国の対策の法律ができてきている中、大和市では積極的に対策を行っていかうと考えています。今後、自殺対策の推進を行ってまいりますので皆様からのご協力をお願いいたします。

事務局：今後の予定について、今年度はあと1回の開催を予定している。来年2月28日(木)に開

催する予定です。

会 長：最後に先ほどの計画について、何らかの素案が事務局の方でできた場合には前もって委員の方に連絡をお願いします。以上をもって閉会する。

以上

サービス別支給決定の状況（4月及び9月決定実績・支払実績）

資料1

事業種別	障害区分	H19.4月		H19.9月		H19.8月実績(9月審査分)		H19.4(上段)	H19.9(下段)
		支給決定人員	支給決定量	支給決定人員	支給決定量	支給実績人員	支給実績額		
居宅介護(人・時間)	身体障害者	73	2,113	77	2,263	65	2,868,945	3,319	時間
	知的障害者	27	370	25	318	15	271,860		
	児童	20	303	20	307	11	331,501		
	精神障害者	25	306	28	335	17	447,650		
	計	145	3,091	150	3,187	108	3,919,956		
重度訪問介護(人・時間)	身体障害者	1	120	1	120	1	379,160	3,422	時間
	知的障害者	0	0	0	0	0	0		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0		
	計	1	120	1	120	1	379,160		
行動援護(人・時間)	知的障害者	3	57.5	3	58	1	40,312	3,422	時間
	児童	3	50	3	58	2	74,723		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0		
	計	6	108	6	116	3	115,035		
重度障害者等包括支援(人・単位)	身体障害者	0	0	0	0	0	0		
	知的障害者	0	0	0	0	0	0		
	児童	0	0	0	0	0	0		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0		
療養介護(人・日)	身体障害者	2	46	2	62	2	372,589		
	知的障害者	0	0	0	0	0	0		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0		
	計	2	46	2	62	2	372,589		
生活介護(人・日)	身体障害者	40	406	40	423	28	1,437,828		
	知的障害者	7	132	48	506	43	7,969,216		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0		
	計	47	538	88	1,406	71	9,407,044		
児童デイサービス(人・日)	児童	54	286	56	310	33	391,899		
短期入所(人・日)	身体障害者	31	173	33	157	4	176,620		
	知的障害者	189	1060	191	788	28	1,232,394		
	児童	106	530	108	543	15	755,004		
	精神障害者	2	5	4	20	1	25,561		
	計	328	1,768	336	1,508	48	2,189,579		
自立訓練(機能訓練)(人・日)	身体障害者	0	0	0	0	0	0		
	知的障害者	0	0	0	0	0	0		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0		
自立訓練(生活訓練)(人・日)	身体障害者	0	0	0	0	0	0		
	知的障害者	2	46	2	46	2	217,358		
	精神障害者	0	0	1	10	1	91,908		
	計	2	46	3	56	3	309,266		
就労移行支援(人・日)	身体障害者	1	23	1	23	1	121,377		
	知的障害者	9	207	9	207	9	1,139,853		
	精神障害者	0	0	1	23	1	104,809		
	計	10	230	11	253	11	1,366,039		
就労継続支援A(人・日)	身体障害者	1	23	1	23	1	47,036		
	知的障害者	0	0	0	0	0	0		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0		
	計	1	23	1	23	1	47,036		
就労継続支援B(人・日)	身体障害者	6	138	5	115	5	318,573		
	知的障害者	4	92	4	92	4	320,247		
	精神障害者	1	23	2	33	0	0		
	計	11	253	11	240	9	638,820		
共同生活援助(人)	知的障害者	10	310	9	310	9	730,623	54人	
	精神障害者	7	217	7	217	7	547,778		
	計	17	527	16	527	16	1,278,401		
共同生活介護(人)	知的障害者	37	1147	38	1,178	38	3,885,502	55人	
	精神障害者	0	0	1	31	1	103,160		
	計	37	1147	39	1,209	39	3,988,662		
施設入所支援(人)	身体障害者	2	62	2	62	2	549,324		
	知的障害者	1	31	1	31	1	222,833		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0		
	計	3	93	3	93	3	772,157		
旧法施設支援 身体障害者更生支援施設(人)	身障更生入所	12	372	9	207	7	718,867		
	身障更生通所	1	23	1	23	2	39,773		
	身障投産入所	2	62	2	46	2	344,861		
	身障投産通所	6	138	7	161	7	714,753		
	身障療護入所	19	589	19	437	19	5,722,488		
	身障療護通所	0	0	0	0	0	0		
	小計	40	1184	38	874	38	7,540,742		
旧法施設支援 知的障害者更生支援施設(人)	知的更生入所	114	3534	114	3,534	114	26,247,742		
	知的更生通所	101	2323	58	1,798	58	6,682,232		
	知的投産入所	9	279	9	279	10	2,258,104		
	知的投産通所	79	1817	76	2,356	72	8,540,318		
	知的通所入所	4	124	4	124	4	261,867		
	小計	307	8077	261	8,091	261	43,990,263		
サービス利用計画作成費 指定相談支援(人)	身体障害者	0	0	0	0	0	0		
	知的障害者	0	0	0	0	0	0		
	児童	0	0	0	0	0	0		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0		

計画見込 H18(上段) / H19(下段)
3,003時間 3,303時間
2人 2人
834人日 895人日
100人日 103人日
313人日 328人日
20人日 20人日
20人日 20人日
42人日 438人日
20人日 20人日
158人日 178人日
49人 63人
1人 2人
15人 15人

2. 地域生活支援事業

事業種別	障害区分	H19.4月		H19.9月		H19.8月実績(9月支払分)		実施箇所数
		支給決定人員	支給決定量	支給決定人員	支給決定量	支給実績人員	支給実績量	
移動支援(人・時間)	身体障害者	33	551	36	610	17	303,240	12
	知的障害者	141	1,719	149	1,807	53	1,045,405	
	児童	153	1,896	160	1,989	36	839,490	
	精神障害者	7	70	10	100	2	6,220	
	計	334	4,236	355	4,506	108	2,194,355	
日中一時支援(人・回)	知的障害者	95	945	99	1,009	25	294,930	7
	児童	235	2,594	248	2,729	188	2,725,926	
	精神障害者	0	0	0	0	0	0	
	計	330	3,539	347	3,738	213	3,020,856	

H18(上段) H19(下段) 計画見込(月換算)
1,059時間 1,218時間
151回 338回

事業種別	H18年度実績	実施箇所
相談支援事業		3
コミュニケーション支援事業	341回	
日常生活用具給付事業	173件	
地域活動支援センター	0件	0
訪問入浴サービス	225回	

H18(上段) H19(下段) 計画見込(年)
1 4 316回 319回 180件 3,119件 0 1 247回 672回

平成19年度10月新規事業の状況について

グループホーム家賃助成

グループホーム等の利用者が実費で負担する家賃について、平成19年10月分から市が独自に助成するものです。

グループホームは、障害者自立支援法が目指す、地域で自立した生活を送るための住まいの場として重要な役割を担っています。しかし、グループホームを利用するためには、食材料費、光熱水費、家賃などの実費を負担する必要があり、障害基礎年金を主な収入とする障害者にとっては過重な負担となり、グループホームが利用できないことが危惧されます。このことから、家賃の一部を助成し、グループホームの円滑な利用を図るものです。

予 算 月額2万円(上限家賃の1/2を助成)×45人×6ヶ月=540万円

臨時特例交付金特別対策事業

障害者自立支援法の施行に伴う特別対策事業のうち、今年度になって国から具体的内容が示された事業に対して、19年度9月補正にて実施するものです。

特別対策

「事業者に対する激変緩和措置」

市補正予算事業

通所サービス利用促進事業

「新法への移行のための緊急的な経過措置」

視覚障害者用活字文書読上げ装置等購入

通所サービス利用促進事業

施設への通所を促進することから、1事業所につき、年額助成額300万円を限度に施設に対して補助する事業で、緊急的な経過措置として実施されるものから、平成20年度を終了の年度としている。

補助対象施設

- ・既に実施している事業所(19年4月から) 福田の里 ふきのとう向生舎
- ・新に実施した事業所 第2松風園(19年10月から)

予 算 750万円

○19年4月から20年3月実施施設 300万円×2ヶ所=600万円

○19年10月から20年3月実施施設 150万円×1ヶ所=150万円

視覚障害者用活字文書読上げ装置等購入

「活字文書読み上げ装置」は日常生活用具として給付対象となっているおり、障害福祉課窓口をはじめとした公共施設の窓口に配置するとともに、啓発のためボランティアの方にもご利用いただけるよう検討している。

予 算 316千円 視覚障害者用「活字文書読上げ装置」3台を購入

『やまとハートフルプラン』について

計画の位置づけ

『大和市障害者計画』は、障害者基本法に基づく障害者基本計画で、障害者福祉の観点から本市が取り組むべき具体的な施策を定めるものです。

また、『大和市障害者計画』は、障害者自立支援法に基づく市障害福祉計画で、市の実情に応じた障害サービスや相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制確保が計画的に図れるよう定めるものです。

この二つの計画を調和が取れた計画となるよう一体的に策定した計画が『やまとハートフルプラン』です。

計画の期間

障害者基本法に基づく「障害者計画」の計画期間は5年を1期としています。

また、障害者自立支援法に基づく「障害計画」の計画期間は、3年を1期としています。

『やまとハートフルプラン』ではこの二つの計画の計画期間の違いから19年度から20年度の2年間で計画期間とし、21年度以降はこれらの計画を見直して、さらに新たな計画を策定する予定です。

関連する行政計画

■ 総合計画

第7次総合計画（2006～2017年度）

基本理念 自治と協働のまち やまと

基本目標～一人ひとりが大切にされるまち～

『やまとハートフルプラン』は第7次総合計画に掲げられているこの基本目標、個別目標を具現化するための計画として、その考え方に基づき策定されています。

■ 大和市地域保健福祉計画

この計画は本市の保健福祉に関する施策の基本的な指針を定めたもので、計画を推進していくうえでのガイドラインとなるもので、このガイドラインのもと『やまとハートフルプラン』では具体的な事業計画を策定しています。

第8回 大和市障害福祉計画 策定委員会 会議録

会議名：大和市障害福祉計画策定委員会

開催日時：平成20年3月21日（金曜日）午前10時～午後0時

開催場所：大和市保健福祉センター 5階501会議室

出席者：（敬称略）

< 委員 >

鈴木敏彦、西山誠一郎、村尾朗、伊藤悦子、春日恵美子、市川俊幸、
澤田眞里子、井上保男、田邊季子

< 事務局 >

入岡課長、高橋課長補佐、熱田課長補佐、坂本主任、内山主事

会議次第（要旨）

- （1）19年度の障害福祉計画の進捗状況について
障害福祉サービス支給決定状況について
地域生活支援事業について
- （2）20年度予算の状況について
20年度予算状況の説明
- （3）次期大和市障害福祉計画について
次期大和市障害福祉計画にむけた状況説明
- （4）障害者自立支援協議会の報告について
自立支援協議会の報告
- （5）その他

1. 開会

会 長：平成19年度最後の委員会となる。今年度の事業の進捗状況の確認、また第1期計画を策定した私たちには、状況を見守っていく責任がある。さらに、予算についての説明、来年の春には次期計画の策定を控え準備を考えていかなければならない。沢山の課題を抱えている。委員の皆さんには本日も活発な議論をお願いする。

2. 議題

(1) 19年度の障害福祉計画の進捗状況について

事 務 局：障害福祉サービスの支給決定状況、地域生活支援事業について資料の説明を行う。特に前回の策定委員会の中で話題になった項目（生活介護、短期入所、日中一時、移動支援）について説明を行う。

会 長：計画見込みに対する支給実績が少ないと思われる短期入所などは、保険として利用を考えている方が多いのは分かるが、利用者が利用を差し控えてしまうような状況はないのだろうか。もしそのような状況があるのであれば、次期の計画ではそのような状況にならないよう配慮する必要があると思う。

事 務 局：何かあったときに利用したいということで支給決定を受ける方が多い。短期入所も年度によって利用量がばらばらな状況である。日中一時については、肢体不自由のお子さんを預かる施設が少ない状況がある。土日に利用できる施設がもう少し多いと助かるという意見もいただいている。移動支援については、市民の方から使い勝手がよくないというご意見は無い状況です。

委 員：短期入所についてですが、通所施設でも短期入所ができるようになるといいのではないだろうか。現在、短期入所の施設が遠いケースがある。日常通っている通所施設で短期入所ができれば、子供も安心できるし、支給実績も伸びるのではないだろうか。

委 員：日中活動の場が保障されている所が、地域の中にあることが望ましい。

会 長：継続的な意味も含めて、通所施設を短期入所の場として活用できないでしょうか。

事 務 局：今ご指摘いただいた部分に関しては、障害福祉課としても必要だということで20年度予算に向けて強く予算要求をしたところです。単独型短期入所と申しまして、制度としては神奈川県が行っており、通所施設で宿泊を伴う短期入所を行った場合、県からの上乗せがある。県が二分の一、市が二分の一で事業立てを行うことになる。しかし、予算要求を行ったがうまく反映できなかった。ご意見の趣旨については、障害福祉課でも認識しているところです。

- 会 長：他に進捗状況、実績について委員の皆様からご意見はありませんでしょうか。
- 委 員：短期入所については、前回の策定委員会で話題にあがったことの回答であったが、ショートステイを利用したいという実態を障害福祉課でしっかりと把握できているのか分かりづらい。移動支援については、制度が変わって実際にどれくらいの伸びがあったのか比較が必要だと思う。また、移動支援は内容がポイントであり、一回の利用時間や回数等を示して欲しい。日中一時については、実態を明らかにする資料があることが望ましい。
- 会 長：移動支援と日中一時の内容について説明をお願いします。
- 事 務 局：移動支援、日中一時、短期入所で支給決定と実績が大きく乖離しているのは、三事業とも支給決定基準が一律で定められた枠の中で支給決定を行っているためであり、保険的な意味で支給申請を行っている方がいる場合には、支給と実績に差が生じてくる。移動支援については余暇支援等のニーズが多いが、支給決定の聞き取りの中で「男性職員でなければ対応が難しい」、「男性ヘルパーの人数が少なくて利用しづらい」という意見がある。また、視覚障害の団体から、宿泊を認めて欲しいというご意見がある。本人と離れる時間を待機時間として認めて欲しいという意見もある。これらが、ニーズとして実際の実績に反映されているのかということ数字化することは難しいと思われる。日中一時については数字が伸びた理由として、事業所の方で学齢や未就学児に対応してもらえたからだと思われる。ただし、利用者の利用形態が10日の決定に対して週1～2回の利用となるため、支給決定と実績に差が生じている。
- 委 員：実態を数字化することが難しいのは分かった。しかし、移動支援はもともと国が行っていた制度で、障害者にとっては重要なサービスであり、市の意向が最も反映されるものであると思う。計画をするのであれば、移動支援を充実させていくことが望ましい。支給決定の中身として、ニーズと支給決定の形態が重要になってくる。
- 会 長：委員の方や事業者からも意見をいただいて、情報をあつめることで今後の計画に反映させていくことが必要であると思われる。
- 事 務 局：移動支援事業者との対話の場を設けるよう、現在動いている。

(2) 20年度予算の状況について

- 事 務 局：議会開催中のため、予算案として20年度予算の説明を行う。予算増が16事業、予算減が12事業、変更の無いものが6事業となっている。なお「鉄道駅舎垂直移動施設整備支援事業」については、大和市内にある全ての駅舎にエレベーターの設置が完了したため、20年度予算にはあがっていない。
- 会 長：予算増減を中心に事務局より説明があった。委員の方からご意見、質問をお願い

いする。

委員：地域生活援助事業の予算にグループホームを新たに作るための予算は含まれているのか。

事務局：10月をめぐりに1ヶ所という形で、予算計上している。

委員：移動制約者移送サービス事業の内容を説明してください。

事務局：福祉車両に係わる経費について3事業所と協働事業を行っており、そのための負担金となっている。

委員：地域活動支援センター等支援事業について、3事業所が4事業所になるという説明だったが、内容を詳しく説明してください。

事務局：19年度の相談支援事業は3事業所と委託契約を行っていたが、相談支援体制を充実させるということで、1事業所を加えた4事業所で相談支援事業を行っていく予定です。

委員：在宅重度障害者サポート事業の内容を説明してください。

事務局：在宅の重度障害者の方をサポートする事業として、この項目の中で多くの事業を行っている。重度障害者緊急通報システム、重度障害者住宅設備改良費の助成、重度身体障害者訪問入浴サービス、福祉タクシー券、自動車改良費の助成、在宅重度障害者紙おむつ助成事業等がこれらの内容です。

委員：コミュニケーション支援事業について説明をお願いします。

事務局：手話通訳者の設置・派遣事業です。手話通訳者を障害福祉課に設置するとともに、就労の場や学校等に派遣する事業となっております。

(3) 次期大和市障害福祉計画について

事務局：大和市総合計画が凍結されていることの説明をし、障害福祉計画をとりまく計画が凍結や見直しを行っていることを説明する。自立支援法の中では、県と市が協力して障害福祉計画を作るものであるとされる。18年度末に18年～20年度までの3ヵ年のサービス量を見込んだ第1期計画を策定した。第1期計画では、サービス量の見込みや地域生活支援事業、施設や病院からの地域生活への移行、知的障害者の就労へむけた取り組みなど、23年へ向けた目標数値を定めた。21年から23年へ向けた計画が第2期の計画となる。第2期の大和市障害福祉計画の策定期間は、20年度に策定していくことになる。第2期計画では地域の実情を具体的にとらえサービスの基盤を整備し、それをどのような形で利用者へ届けていくのかということがポイントとなってくる。自立支援法は施行後3年をめぐりに見直しを行っていくことになっていたが、見直しが行われるなかで次期計画を策定していくことになるので、地域でサービスの状況を把握して分析し、障害者や事業者の声を聞いて情報収集し計画に反映して

いくことがポイントになってくる。次期計画で国が最も重要視していることは、地域生活への移行であり病院や施設に入っている障害者の方で、地域で生活できない人がいるのではないか。こういったところをいかに早く対応するのかということが重要になってくると考えられている。この状況の中で次期計画を策定することになるが、圏域ビジョンという大きな変化がでてきている。県内には保健福祉圏域が5ヶ所あり、大和市は厚木市、綾瀬市、座間市、海老名市、愛川町、清川村と同じ圏域となる。この圏域の中で共通のビジョンをもって県や市は計画を策定していこうという考えがある。この圏域で共通のビジョンをもって県と市が共同で障害福祉計画を作っていくことになる。しかし、圏域ビジョンについては県でも検討の段階であり明確な方向性が定まっていない状況にある。また、先ほど説明したように、総合計画も凍結し地域保健福祉計画も見直しが行われている状況で、今後の計画については不透明な部分が多く、策定委員会での計画は20年度の後期になってくると思われる。情報提供等は委員の皆様は随時おこなっていきたいと思う。

会 長：圏域ビジョンは構想としては分かりやすいが、具体的に内容がわかりづらい部分があるようです。

委 員：圏域の設定はどういった意図があるのか。大和市が含まれる圏域は住居環境が大きく違うが、何か意図があって定められているのか。

事 務 局：平成18年7月に神奈川県では「かながわ障害福祉ランドデザイン」が定められている。「かながわ障害福祉ランドデザイン」とは、障害者の方の地域生活の支援を目的として定められた。このランドデザインに基づいて今回のビジョンも定められていると考えられる。おそらく、全国レベルとして均一的な障害福祉計画を策定することを目的としているのではないかと憶測している段階である。

委 員：いかに迅速に地域へ移行していくのかを国でも示しているようです。しかし、現実問題として地域のサービスもまだまだ不備な部分も多く、市としても現場に対して積極的にPRしていくことが必要だと思う

会 長：実態を踏まえたなかで、大和市で生活するハンディキャップを持った方にとってどうなのかということを考えて計画を策定していく必要があると思われる。

委 員：圏域ビジョンの中で、行政間の調整は始まっているのか。

事 務 局：圏域ビジョンについては、急な話なのでまだ何も始まっていません。

委 員：障害福祉では圏域の話は昔からあった。市単位ではまかないきれない部分が多く、イメージ的にはありうる形だと考える。市町村計画との関係で、予算のしがらみ等もあり、計画ではないビジョンという考え方は利用者のことを考えると圏域が必要となってくると考えられる。

(4) 障害者自立支援協議会の報告について

- 事務局：資料4を用い平成19年度大和市障害者自立支援協議会の活動報告について説明を行う。また、自立支援協議会からの施策提言として「(仮称)すこやか相談ひろば」の障害者福祉計画への反映を検討依頼する。
- 会長：自立支援協議会の実績報告と「(仮称)すこやか相談ひろば」の意見具申を行っていくことの2点があげられました。
- 委員：自立支援協議会は市町村によって構成メンバーが様々であるようですが、障害者の当事者があまり参加できていないケースが見られる。大和市においても障害を持つ当事者が参加できていない状況にある。もし、当事者が意見したい場合には相談支援事業所に行って相談し、それを自立支援協議会等に反映させてもらうしか方法はないのか。
- 委員：他の市町村においては、当事者団体が自立支援協議会等に参加しているケースがある。大和市でも当事者団体が参加できるシステムを構築していただきたい。
- 会長：自立支援協議会のメンバー構成等の説明をお願いします。
- 事務局：メンバー構成については、当初から当事者の方の参加を考えていた。しかし、国が示した自立支援協議会のモデルケースが、10年近くかけて構築した成功事例を各市町村で行ってくださいと言うものだった。そのため、急遽同じような議論をするのは難しいのではないかと考えた。段階的に成長させていく中で、当事者の方にも参加していただこうと考えている。相談支援事業所の相談だけでは情報として不足しているという意見もあり、協議会の中で当事者の意見を聞く機会を設けることができるよう検討していかなければならない課題として認識している。近い将来には、当事者の方も委員として参加していただき、ご意見いただけるような協議会を目指すべきだと考えている。
- 会長：将来的な部分は考慮してくれているとのこと。当面は、相談支援事業所を通して相談し、それを協議会等へ反映していくということになるかと思います。次に、施策提言についてですが、意見具申というのは具体的な形として次期計画に反映させたいということでしょうか。また、「(仮称)すこやか相談広場」について、進捗状況等をご報告いただいて20年度をかけて次期計画に反映させていくと言ったような進め方でしょうか。
- 事務局：ハートフルプランは障害者福祉計画と障害福祉計画の二本立てになっており、障害福祉計画については圏域のビジョンを作って策定していきますが、障害者基本法に基づく障害者福祉計画は、市の政策に基づいて計画を策定することになる。総合計画と保健福祉計画は20年度に策定に入ります。この計画を受けた上でなければ障害者福祉計画は策定できないといった状況にあります。このため、障害者福祉計画は実質的には21年度に策定に入ることになり

ます。「(仮称)すこやか相談広場」につきましては、20年度に検討し21年度も含めて動向を把握しながら21年度の障害者福祉計画に反映させていただければと考えている。

委員：「(仮称)すこやか相談ひろば」とは、現在ある相談支援事業所とは別に新たに設置するというのでしょうか。

事務局：「(仮称)すこやか相談ひろば」が必要な理由として、障害のあるなしにかかわらず、いかに早期に相談を受け、支援できるのかということがポイントになっている。障害福祉課に相談にくることに對して抵抗のある親御さんもいる状況で、子育て支援の立場に立ってサービスを提供していくべきではないかと考えられる。保護者が不安を感じたときに、身近に相談できる場所があるということが大きなメリットになると思われる。また、対象となるお子さんの状態を的確に把握していく必要もある。この他、保護者が主体となってサービスを選択でき、情報の共有・蓄積の場として活用できる。また、関係機関に情報をフィードバックしていく機能も備えていると考えられる。このような形で、社会全体として子育てを支援していく体制を整えていくことが必要である。このように、障害福祉課の療育スタッフが相談を受けるといったような体制とは異なるものです。

会長：「(仮称)すこやか相談ひろば」のようなワンストップのサービスは今後も必要になってくると思う。この方向で同意するということがよろしいでしょうか。

事務局：「(仮称)すこやか相談ひろば」という考え方について、子育て支援としてとらえるならば、逆に専門職としての知的障害児の療育相談はどのように位置づけていくのか。これらも含めて意見をいただいきたいと考えている。

委員：市町村レベルで見た場合、市町村においても療育センターといったようなものを目指すというのも一つの方法なのではないだろうか。全てをまかなうといった姿勢が大和市にあってもいいのではなかと思う。

会長：行政の責任として、療育の専門性は確保されなければならないと思う。「(仮称)すこやか相談ひろば」にすることによって、療育の専門性がうすまるのであれば反対です。市の主体性と責任のもとでそういった役割を担っていただきたいと考えている。支援という場面では、多くの役割分担があり、その前の「(仮称)すこやか相談ひろば」と重なり合う部分を十分整理して検討していく必要がある。

事務局：「(仮称)すこやか相談ひろば」の考え方は非常に重要であり、発育に不安のある方が安心して相談できる体制を整える必要があることは重々承知している。検討していく中でご意見をいただければと思う。

委員：民生委員児童協議会で多くの親子に接しているが、発育に不安を抱える親が行政に相談することに抵抗を持っている方もいるので、もう少しやわらかい雰囲気

気で何でも気軽に相談できる環境ができあがるのが望ましいと思っている。

委員：「（仮称）すこやか相談ひろば」そのものには賛成している。今後の検討課題として、早期相談の後「（仮称）すこやか相談ひろば」と支援先のスタッフの連携等、誰が主体となって支援を行っていくのかが重要になってくる。支援体制の連携を明確にしておく必要がある。

委員：「（仮称）すこやか相談ひろば」では、どのようなスタッフが対応することになるのか。相模原市で起きた事件のように、相談に行っていたが支援体制が整わなかったといったようでは困る。

会長：相談から支援までのフォローアップとタイムラグが課題となってくると思われる。今後の課題として検討していく必要がある。自立支援協議会のなかで十分検討していただきたいと思う。

委員：教育委員会としても、就学相談という視点で係わっている。連携の部分が大事だと思うが、一つの支援シートのようなものを用いて各相談機関で連携して対応できるような共通のものになっていくと望ましいと思う。

会長：この議題の情報につきましては、適時委員の皆様には状況報告をお願いしたいと思います。議事にかかる部分でご何か意見はないでしょうか。無いようですので、以上をもちまして第8回大和市障害福祉計画策定委員会を閉会いたします。

以上

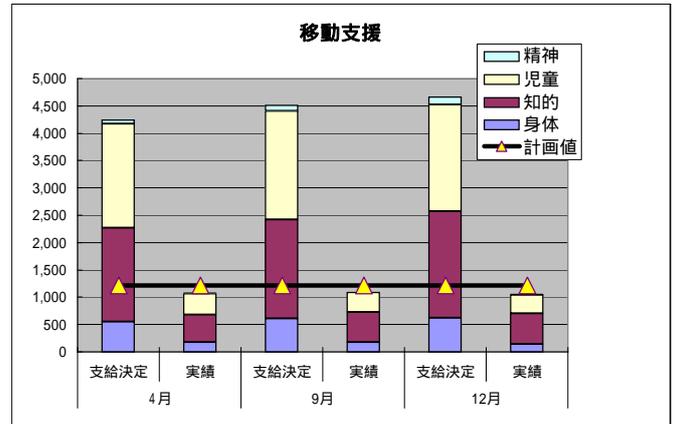
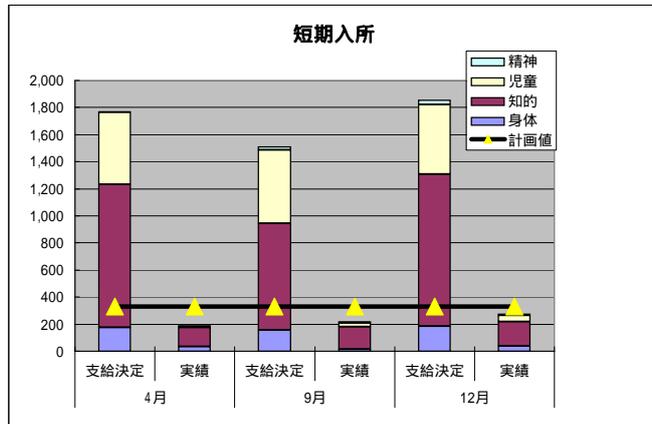
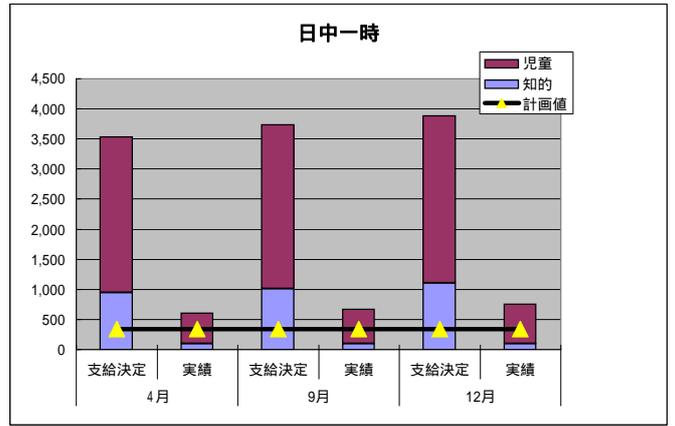
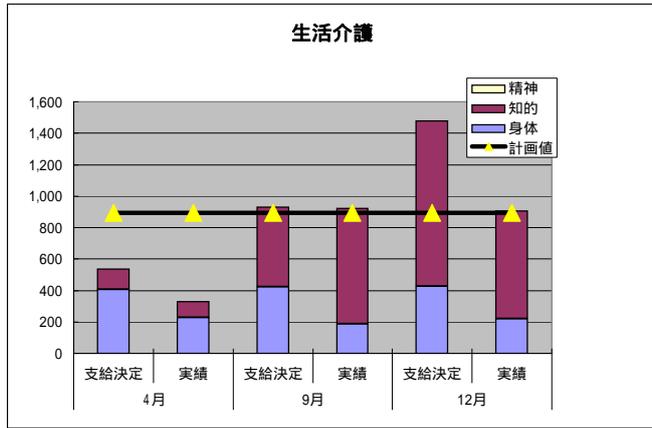
第 8 回大和市障害福祉計画策定委員会 次第

日 時 平成 20 年 3 月 21 日 (金)
午前 10 時から
場 所 大和市保健福祉センター 5 階
501 会議室

1 . 会長あいさつ

2 . 議 題

- (1) 19 年度の障害福祉計画の進捗状況について . . . 資料 1
- (2) 20 年度予算の状況について . . . 資料 2
- (3) 次期大和市障害福祉計画について . . . 資料 3
- (4) 障害者自立支援協議会の報告について . . . 資料 4
- (5) その他



1. サービス別支給決定の状況

事業種別	障害区分	H19.4月			H19.9月			H19.12月			計画見込 及び 事業合計	
		支給 決定人員	支給 決定量	支給 実績量	支給 決定人員	支給 決定量	支給 実績量	支給 決定人員	支給 決定量	支給 実績量		
居宅介護 (人・時間)	身体障害者	73	2,113	1,138	77	2,263	1,069	81	2,309	1,034	18年度 3,003時間 19年度 3,303時間 [各事業合計] H19.4月 3,319 H19.9月 3,457 H19.12月 3,579 時間	
	知的障害者	27	370	117	25	318	177	29	414	195		
	児童	20	303	135	20	307	101	19	315	91		
	精神障害者	25	306	138	28	335	168	31	430	209		
	計	145	3,091	1,528	150	3,222	1,515	160	3,468	1,529		
重度訪問介護 (人・時間)	身体障害者	0	120	103	1	120	0	0	0	0	H19.4月 3,319 H19.9月 3,457 H19.12月 3,579 時間	
	知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	0	120	103	1	120	0	0	0	0		
行動援護 (人・時間)	知的障害者	3	58	14	3	58	11	4	82	11	H19.9月 3,457 H19.12月 3,579 時間	
	児童	3	50	13	3	58	13	2	30	20		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	6	108	27	6	116	23	6	112	31		
	重度障害者等包括支援 (人・単位)	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0		0
知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
療養介護 (人・日)	身体障害者	2	46	60	2	62	60	2	62	62	18年度 2人 19年度 2人	
	知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	2	46	60	2	62	60	2	62	62		
	生活介護 (人・日)	身体障害者	40	406	226	40	423	188	37	426		220
知的障害者	7	132	101	48	506	734	47	1,054	687			
精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	47	538	327	88	1,406	922	84	1,480	907			
児童デイサービス (人・日)	児童	54	286	83	56	310	73	59	338	75	18年度100人日 19年度103人日	
短期入所 (人・日)	身体障害者	31	173	34	33	157	12	30	185	37		18年度 313人日 19年度 328人日
	知的障害者	189	1,060	141	191	788	169	201	1,122	181		
	児童	106	530	14	108	543	27	102	512	48		
	精神障害者	2	5	4	4	20	9	6	35	7		
	計	328	1,768	189	336	1,508	217	339	1,854	273		
自立訓練(機能訓練) (人・日)	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18年度 20人日 19年度 20人日	
	知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	自立訓練(生活訓練) (人・日)	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0		0
知的障害者	2	46	42	2	46	39	2	46	35			
精神障害者	0	0	0	1	10	8	0	0	9			
計	2	46	42	3	56	47	2	46	44			
就労移行支援 (人・日)	身体障害者	1	23	14	1	23	36	2	46	32	18年度 42人日 19年度 438人日	
	知的障害者	9	207	180	9	207	160	12	276	152		
	精神障害者	0	0	0	1	23	15	3	69	17		
	計	10	230	194	11	253	211	17	391	201		
	就労継続支援A (人・日)	身体障害者	1	23	6	1	23	5	1	23		8
知的障害者		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
精神障害者		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計		1	23	6	1	23	5	1	23	8		
就労継続支援B (人・日)		身体障害者	6	138	96	5	115	60	5	115	46	18年度 158人日 19年度 178人日
	知的障害者	4	92	85	4	92	59	4	92	81		
	精神障害者	1	23	1	2	33	6	1	23	6		
	計	11	253	182	11	240	125	10	230	133		
	共同生活援助 (人)	知的障害者	10	310	10	9	310	9	8	248	8	
精神障害者		7	217	7	7	217	7	7	217	7		
計		17	527	17	16	527	16	15	465	15		
知的障害者		37	1,147	37	38	1,178	38	37	1,147	37		
精神障害者		0	0	0	1	31	1	1	31	1		
共同生活介護 (人)	計	37	1,147	37	39	1,209	39	38	1,178	38		
	身体障害者	2	62	53	2	62	60	2	62	59	18年度 1人 19年度 2人	
	知的障害者	1	31	30	1	31	30	2	62	62		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	3	93	83	3	93	90	4	124	121		
旧法施設支援 身体障害者更生支援施設 (人)	身障更生入所	12	372	332	9	207	255	7	217	218		18年度 151回 19年度 338回
	身障更生通所	1	23	3	1	23	3	1	23	2		
	身障授産入所	2	62	60	2	46	60	2	62	59		
	身障授産通所	6	138	113	7	161	108	9	207	136		
	身障療養入所	19	589	531	19	437	540	19	589	576		
	身障療養通所	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	40	1,184	1,039	38	874	966	38	1,098	991		
	旧法施設支援 知的障害者更生支援施設 (人)	知的更生入所	114	3,534	3,258	114	3,534	3,324	114	3,534	3,303	
		知的更生通所	101	2,323	1,742	58	1,798	923	59	1,829	1,091	
		知的授産入所	9	279	267	9	279	270	8	248	243	
知的授産通所		79	1,817	1,415	76	2,356	1,273	76	2,356	1,280		
知的通所入所		4	124	79	4	124	67	4	124	55		
小計	307	8,077	6,761	261	8,091	5,857	261	8,091	5,972			
サービス利用計画作成費 指定相談支援 (人)	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18年度 15人 19年度 15人	
	知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	2		

2. 地域生活支援事業

事業種別	障害区分	H19.4月			H19.9月			H19.12月			実施 箇所数	H18(上段) H19(下段) 計画見込 (月換算)
		支給 決定人員	支給 決定量	支給 実績量	支給 決定人員	支給 決定量	支給 実績量	支給 決定人員	支給 決定量	支給 実績量		
移動支援 (人・時間)	身体障害者	33	551	170	36	610	171	37	622	143	1,059時間 1,218時間	
	知的障害者	141	1,719	506	149	1,807	548	160	1,951	556		
	児童	153	1,896	390	160	1,989	369	160	1,951	336		
	精神障害者	7	70	6	10	100	4	14	140	18		
	計	334	4,236	1,072	355	4,506	1,091	371	4,664	1,052		
日中一時支援 (人・回)	知的障害者	95	945	98	99	1,009	94	108	1,099	91	151回 338回	
	児童	235	2,594	503	248	2,729	575	258	2,782	662		
	計	330	3,539	601	347	3,738	669	366	3,881	753		

事業種別	H18年度		H19年度		H18(上段) H19(下段) 計画見込(年)
	実績	実施箇所	実績	実施箇所	
相談支援事業		3		3	1 3
コミュニケーション支援事業	341回		341回		316回 319回
日常生活用具給付事業	173件		173件		180件 3,119件
地域活動支援センター	0件	0	0件	0	0 1
訪問入浴サービス	225回		225回		247回 672回

平成20年度予算一覧

事業名	20年度予算	19年度予算	差額
01 障害福祉課内庶務事務	6,476	3,616	2,860
02 地域福祉権利擁護支援事業	971	616	355
03 ホームヘルプ事業	50,026	46,189	3,837
04 児童デイサービス事業	6,034	6,942	-908
05 短期入所事業	74,423	43,562	30,861
06 地域生活援助事業	87,754	85,038	2,716
07 施設通所事業	375,357	369,393	5,964
08 施設入所事業	448,344	459,833	-11,489
09 障害福祉サービス利用者負担軽減対策事業	7,434	7,486	-52
10 自立支援医療等給付事業	170,351	106,023	64,328
11 補装具費支給事業	33,021	52,925	-19,904
12 移動支援事業	28,878	33,330	-4,452
13 日常生活用具給付事業	36,179	39,125	-2,946
14 コミュニケーション支援事業	2,506	2,495	11
15 地域活動支援センター等支援事業	33,832	30,617	3,215
16 障害者自立支援法市審査会運営事務	3,590	5,049	-1,459
17 障害者福祉計画等策定事業	187	187	0
18 在宅重度障害者サポート事業	38,481	38,543	-62
19 障害者歯科健診事業	2,001	2,001	0
20 通所訓練費支給事業	18,178	17,667	511
21 市障害福祉手当支給事業	117,588	110,790	6,798
22 特別障害者手当等支給事業	33,698	34,486	-788
23 心身障害者医療費助成事業	476,232	457,451	18,781
24 障害者社会参加促進事業	109	73	36
25 障害者団体等支援事業	236	235	1
26 地域療育システム推進事業	2,419	2,201	218
27 障害者処遇委員会運営事業	312	312	0
28 障害者地域作業所等運営支援事業	210,288	207,729	2,559
29 障害者福祉的就労協力事業所支援事業	7,200	7,200	0
30 障害福祉施設建設費償還支援事業	5,450	5,632	-182
31 移動制約者移送サービス事業(協働事業)	400	400	0
32 松風園運営事業	63,477	83,347	-19,870
33 障害者自立支援センター運営事業	51,479	51,479	0
鉄道駅舎垂直移動施設整備支援事業	0	49,998	-49,998
計	2,392,911	2,361,970	30,941
34 公共交通施設バリアフリー化設備整備支援事業	3,800	4,000	-200
計	2,396,711	2,365,970	30,741

平成 19 年度大和市障害者自立支援協議会の活動報告について

(1) 自立支援協議会の活動実績

定例会 …… 3 回開催。相談支援事業所から個別ケース活動報告や部会の活動報告、相談支援事業の相談件数の報告を中心に行う。

部 会 …… 就労部会、精神部会、児童部会、それぞれ 6 ~ 8 回(ほぼ月 1 回)開催。部会ごとにテーマを決め、それについて検討を進めてきた。

事務局会議 …… 9 月より 7 回開催。自立支援協議会の運営、相談支援事業所の運営について協議。

(2) 部会からの活動報告

就労部会 …… 就労支援アセスメントシート(知的障害者用)を作成

活動の中での
主な意見

- ・アセスメントシート作成者によって偏りが出ないような共通認識が重要。
- ・アセスメントシートは職業能力の評価ではなく、就労への糸口を認識するツール。

精神部会 …… 精神障害者(統合失調症)の支援システムのフロー図を作成

活動の中での
主な意見

- ・ピアカウンセリングの重要性が確認され、実現に向けた取り組みが今後の課題と認識。
- ・フロー図作成の過程で、日中活動の場、憩いの場の資源不足を確認。

児童部会 …… 早期療育支援システムのフロー図を作成

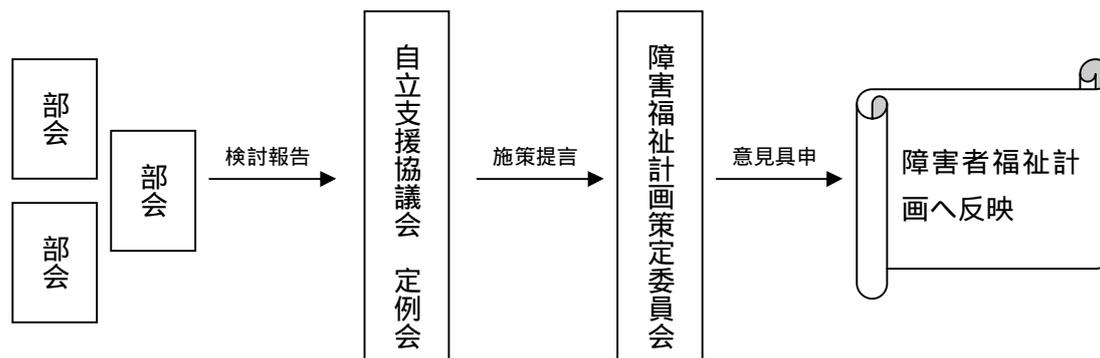
「(仮称)すこやか相談ひろば」の必要性の確認

活動の中での
主な意見

- ・市の療育スタッフから繋がる児童デイサービスの資源不足を確認。
- ・市の療育スタッフの役割(行政の責務)を再確認することが課題と認識。

(3) 自立支援協議会からの施策提言

- ・第 3 回定例会において、児童部会より報告があった「(仮称)すこやか相談ひろば」について、その必要性について共通認識をもち、障害者福祉計画への施策提言事業として位置づけられた。



大和市版 就労支援アセスメントシート(知的障害者用)

氏名	
記入年月日	年 月 日
記入者	

	チェック項目	特記事項(具体例や有効的な支援法を記入)
日常生活に関わる項目	- 1 起床 決まった時間に起きることができる。 3ヶ月に1回程度の寝坊がある。 3ヶ月に1回以上の寝坊がある。	
	- 2 生活リズム 規則正しい生活ができている。 支援があれば、規則正しい生活ができる。 規則正しい生活ができていない。	・具体的な支援方法等を記入
	- 3 食事 規則正しく食事を摂れている。 支援があれば、規則正しく食事を摂ることができる。 規則正しく食事を摂ることができない。	・具体的な支援方法等を記入
	- 4 服薬管理 決められた通りに服薬している。 支援があれば、服薬できる。 服薬管理ができない。	・具体的な支援方法等を記入
	- 5 身だしなみ 清潔感があり、身だしなみが整っている。 身だしなみの一部が整っていない。 身だしなみが整っていない。	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> に回答した場合、以下のうち、あてはまるものすべてに をつけ </div> ↓ a. 服装が、季節/場に合っていない。 b. 服装が乱れている c. 髪、爪、髭等が不潔である。 d. 化粧や髪型が場に合っていない。 e. 入浴、洗顔、歯磨き等が不十分である。 f. その他 ()	
	- 6 持ち物管理 忘れ物や失くし物がない。 忘れ物や失くし物を月に1回以上する。 忘れ物や失くし物が 以上である。	
- 7 金銭管理 金銭管理ができる。 支援があれば、金銭管理ができる。 金銭管理はできない。		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> に回答した場合、以下のうち、あてはまるものすべてに をつける。 </div> ↓ a. 毎月赤字を出す。 b. 計画的にお金を遣うことができない。 c. 一人で買物ができない。 d. 金種が分からない。 e. その他 ()		

	チェック項目	特記事項（具体例や有効的な支援法を記入）
	- 8 余暇 余暇を自分なりに楽しむことができる。 支援があれば、余暇を楽しむことができる。 余暇を欲しているが、楽しむことができない。	
	- 9 援助の要請 助け（援助）を求められることができる。 助け（援助）を求められることができないことがある。 助け（援助）を求められることができない。	
	- 10 本人の障害理解 （働く上での）自分の障害特性を理解している。 （働く上での）自分の障害特性を理解できていない部分がある。 （働く上での）自分の障害特性を理解していない。	
	- 11 家族の協力・理解 本人の障害や就労について家族の協力や理解がある。 本人の障害や就労について家族の協力や理解がないことがある。 本人の障害や就労について家族の協力や理解がない。	
	- 2-1 交通機関の利用 一人で交通機関を利用し、目的地まで移動できる。 利用ができるようになるまで、1週間程度の支援が必要。 利用ができるようになるまで、1週間以上の支援が必要。	
日常生活に関わる項目（2）	- 2-2 時計の使用 アナログ・デジタル時計とも読むことができる。 アナログ・デジタル時計のどちらかを読むことができる。 アナログ、デジタルとも時計を読むことができない。	
	- 2-3 数の把握 正確に数を10まで数えられる。 治具等の工夫があれば、正確に数を10まで数えられる。 数の把握はできない。	
	- 2-4 計算 1桁の足し算、引き算ができる。 1桁の足し算、引き算の一部ができる。 計算はできない。	
	- 2-5 文字の読み書き 簡単な文字の読み書きができる。（含、履歴書記入） 手本があれば、履歴書や伝票等書き写すことができる。 文字の読み書きはできない。	

	- 1 あいさつ あいさつができる。 あいさつができないことがある。 あいさつができない。	
	- 2 感謝・謝罪 感謝や謝罪を述べるができる。 感謝や謝罪を述べるができないことがある。 感謝や謝罪を述べるができない。	

	チェック項目	特記事項（具体例や有効的な支援法を記入）
仕事場での対人関係	- 3 会話 相手や場に応じた会話ができる。 相手や場に応じた会話ができないことがある。 相手や場に応じた会話ができない。	
	- 4 言葉遣い 相手や場に応じた言葉遣いができる。 相手や場に応じた言葉遣いができないことがある。 相手や場に応じた言葉遣いができない。	
	- 5 意思表示 意思表示ができる。 意思表示ができないことがある。 意思表示ができない。	
	- 6 感情コントロール 感情が安定している。 感情が安定していないことがある。 感情が安定していない。	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> に回答した場合、以下のうち、あてはまるものすべてに をつける。 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> a. 自傷、他害行為がある。 b. パニックやひどいかんしゃくを起こす。 c. 黙り込む等、落ち込みが激しい。 d. その他 ()	
	- 7 協調性 他人と協調できる。 他人と協調できないことがある。 他人と協調できない。	
	- 8 共同作業 人と共同して作業できる。 人と共同して作業できないことがある。 人と共同して作業できない。	

- 1 就労意欲 就労意欲がある。 就労意欲があまりない。 就労意欲がない。	・働くことについて動機付けされているか等を記入
- 2 就労への準備状況 自分の就労準備状況を把握している。 自分の就労準備状況を把握できていない部分がある。 自分の就労準備状況を把握できていない。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> に回答した場合、以下のうち、あてはまるものすべてに をつける。 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> a. 自分に適する作業内容が分かっていない。 b. 自分の作業量レベルが分かっていない。 c. 自分に合う勤務時間（労働時間/日数）が分かっていない。 d. その他 ()	

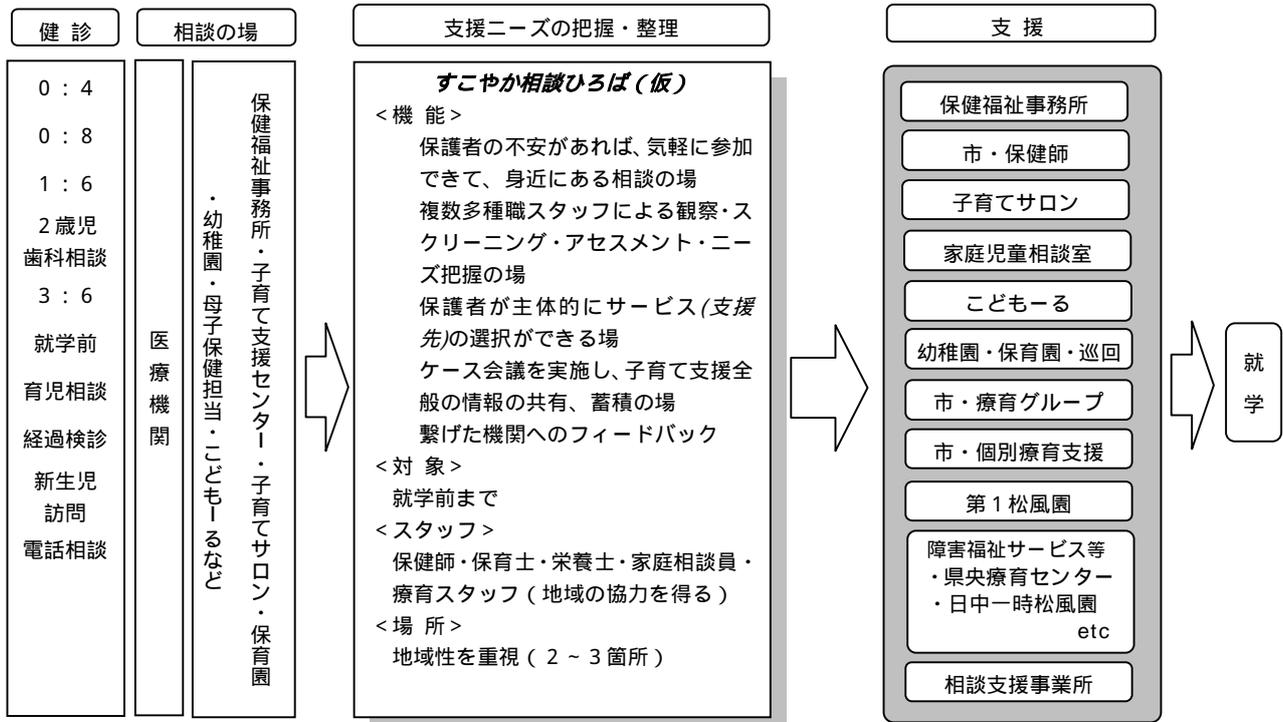
	チェック項目	特記事項（具体例や有効的な支援法を記入）
職場での行動・態度	- 3 働く場でのルールを理解 働く場でのルールを理解している。 働く場でのルールを理解できていない部分がある。 働く場でのルールを理解していない。	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> に回答した場合、以下のうち、あてはまるものすべてに をつける。 </div> <p>↓</p> a. 仕事上の指示命令系統を理解していない。 b. 作業指示に従えない。 c. 勤務時間内に勝手な行動（無断で持ち場を離れる等）を取る。 d. その他（ ）	
	- 4 出勤状況 欠勤、遅刻、早退がない。 欠勤、遅刻、早退が月に1～2度ある。 欠勤、遅刻、早退が月に2度以上ある。	
	- 5 欠勤等の連絡 欠勤、遅刻等の連絡ができる。 欠勤、遅刻等の連絡ができないことがある。 欠勤、遅刻等の連絡ができない。	
	- 6 質問・報告 仕事の質問・報告ができる。 仕事の質問・報告ができないことがある。 仕事の質問・報告ができない。	・過剰な報告、質問できない、指示待ち等
	- 7 作業態度 作業態度が良好である。 作業種、環境等によっては作業態度が不良な場合がある。 作業種等に関わらず、作業態度が不良である。	・集中力散漫、指示に従わない等
	- 8 作業指示理解 口頭での作業指示を理解できる。 作業指示を理解するためには工夫が必要である。 指示内容を理解できない。	・理解に要する指示回数を目安、見本提示の必要性等
	- 9 正確性 正確に作業できる。 正確に作業できないことがある。 正確に作業できない。	
	- 10 作業速度 期待される作業速度（職員の8割程度の作業速度）である。 期待される作業速度（職員の8割程度の作業速度）の6割程度である。 期待される作業速度（職員の8割程度の作業速度）の6割以下である。	
	- 11 作業ペース 安定したペースで作業できる。 作業種等により作業ペースにむらがある。 作業ペースが安定しない。	・作業ペースの傾向等を記入
	- 12 作業能率の向上 作業に慣れるに従い、作業能率が向上する。 作業種等により、作業に慣れても作業能率が向上しないことがある。 作業能率は向上しない。	

	チェック項目	特記事項（具体例や有効的な支援法を記入）
	- 13 適応能力 作業種、作業環境の変化に対応できる。 作業種、作業環境の変化に対応できないことがある。 作業種、作業環境の変化に対応できない。	・ 作業手順、種類、上司の交代等
	- 14 強化（動機付け）の必要性 強化の必要性はない。 部分的に強化の必要性がある。 全面的な強化が必要である。	・ 効果的な強化方法等を記入
	- 15 安全配慮 安全に配慮し、危険な行動はない。 安全配慮に欠ける等、危険な行動を取ることがある。 安全配慮がない。危険認識がない。	・ 危険な状況が判断できない等

職場での体力面	- 1 体力 週30時間以上の勤務が可能である。 週20時間以上の勤務が可能である。 週20時間以下の勤務以外不可。	
	- 2 立った姿勢での作業 1日を通しての立ち作業ができる。 半日程度の立ち作業ができる。 立ち作業は不可、あるいは限定される。	
	- 3 座った姿勢での作業 1日を通しての座り作業ができる。 半日程度の座り作業ができる。 座り作業は不可、あるいは限定される。	
	- 4 物を持ち上げる力 15kg程度の物を持ち上げることができる。 10kg程度の物を持ち上げることができる。 10kg以下の物を持ち上げることができる、あるいは不可。	
	- 5 物を持つての移動 15kg程度の物を持つて、移動できる。 10kg程度の物を持つて、移動できる。 10kg以下の物を持つて、移動できる、あるいは不可。	

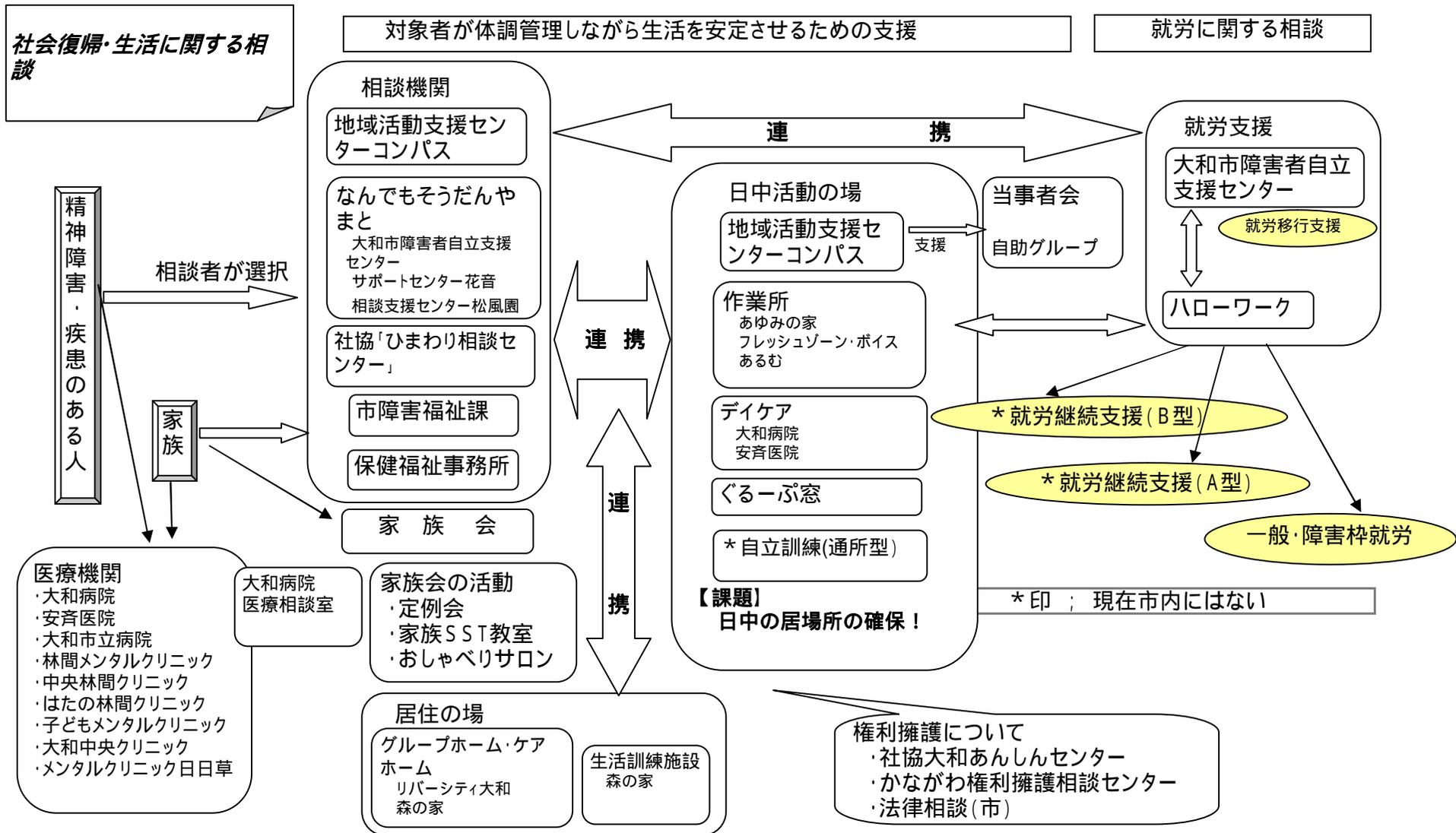
その他	その他の特記事項を記入	
-----	-------------	--

<別表1> すこやか相談ひろば(仮)の構想 * 超早期対応は保健福祉事務所経由



<「すこやか相談ひろば(仮)を経た後の支援先の役割 ~就学前~>

機関	役割	
保健福祉事務所	2500gより小さい子ども、医療機関から特別な病気がある子どもの相談・支援。	
市・保健師	健康問題全般に関する相談。健診などでの経過の確認。	
子育てサロン	親子で身近に集える場。	
家庭児童相談室	望まない妊娠など育児に追い詰められた母親へのフォロー。 児童虐待の防止。	
こどもーる	心理相談(グループ・個別)	
幼稚園・保育園巡回	幼稚園・保育園在園児の巡回相談。	
市・療育グループ	小集団での療育相談。診断、手帳の取得までの相談・支援。	
市・個別療育支援	主に障害福祉サービス等に属していない子どもの療育支援。	
第1松風園	就学前の知的障害児(肢体不自由児も含む)の通園施設。 継続的・専門的な療育支援。保護者支援。医療的ケアを必要とする児童の継続的・専門的な療育支援	
障害福祉サービス等	県央療育センター	児童デイサービス: 就学前児童・保護者に対する継続的・専門的な療育支援・家族支援・余暇支援 相談部門(有料): 主に発達障害児とその保護者に対する継続的・専門的な療育支援・家族支援・余暇支援・就学前支援
	日中一時支援事業(療育対応型)松風園	就学前児童・保護者に対する定期的・専門的な療育支援・保護者支援
	日中一時支援事業(日帰り対応型)松風園・福田の里・ふきのとう舎	レスパイト・預かり
相談支援事業所	なんでも相談。サービス調整・情報提供など。	



対象者は「病気」と「生活障害」を併せ持つ。対象者自身及び支援者も医療とのかかわり、連携をわすれてはいけない！！